

国立大学法人岐阜大学監事監査実施基準

平成16年4月1日
制 定

(趣旨)

第1条 この基準は、国立大学法人岐阜大学監事監査規則（以下「規則」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(監査計画)

第2条 規則第4条に規定する監査計画の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 監査の基本方針
- 二 監査の重点項目及び実施項目
- 三 監査の対象部門
- 四 監査の実施期間
- 五 監査の方法
- 六 監査の補助者

(監査事項)

第3条 規則第3条第1項の規定に基づく監査事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 法令、学則（教育研究関連を除く）、業務方法書及び規則等の実施状況
- 二 中期計画及び年度計画の実施状況
- 三 予算及び資金計画の実施状況
- 四 債権の管理の状況
- 五 内部監査システムの構築と実施状況
- 六 資産の取得、管理及び処分状況
- 七 決算報告書及び財務諸表等
- 八 役職員の給与、諸手当等の支給状況
- 九 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(監査手順)

第4条 規則第3条第4項の規定に基づく監査手順は、おおむね次のとおりとする。

- 一 監査対象部門の長からの概要聴取
- 二 監査対象部門の担当者からの個別聴取
- 三 帳票その他証拠書類の原本確認
- 四 書類と現物との照合確認
- 五 現地の調査
- 六 監査終了後の講評

(監査記録)

第5条 監査の事務補助に従事する職員は、監査実施時期、監査対象部門、監査結果概要及び監査意見その他必要な事項を記した監査記録を作成し、監査終了後速やかに監事に提出しなければならない。

(監査結果報告書)

第6条 業務の監査及び会計の監査の監査結果報告書には、次の事項を記載する。

- 一 監査結果の概要

- 二 是正又は改善を要する事項
- 三 その他必要と認められた事項
(その他)

第7条 規則及びこの基準に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、監事がその都度定めるものとする。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から適用する。